

報告第8号

平成26年5月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、尾道市報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

平成26年3月25日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律（平成24年法律第51号）により障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）の一部が改正されたことに伴い、引用する字句を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月25日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第70号

尾道市報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤の職員の報酬
及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

(尾道市報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 尾道市報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第45号)
の一部を次のように改正する。

別表中 「 介護認定審査会
障害程度区分認定審査会 」 を 「 介護認定審査会
障害支援区分認定審査会 」

に改める。

(非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第2条 非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和31年条例第
57号)の一部を次のように改正する。

別表障害程度区分認定調査員の項中「障害程度区分認定調査員」を「障
害支援区分認定調査員」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

報告第8号 専決処分^の報告について

(尾道市報酬及び費用弁償に関する条例及び非常勤の職員^の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)

1 尾道市報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
介護認定審査会	合議体の長 日額 18,000円(合議体の長の職務代行者を含む。)	介護認定審査会	合議体の長 日額 18,000円(合議体の長の職務代行者を含む。)
障害程度区分認定審査会	委員 日額 14,000円	障害支援区分認定審査会	委員 日額 14,000円
略	略	略	略

2 非常勤の職員^の報酬及び費用弁償に関する条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧		新	
別表(第1条関係)		別表(第1条関係)	
区分	報酬の額	区分	報酬の額
略	略	略	略
障害程度区分認定調査員	月額 161,000円	障害支援区分認定調査員	月額 161,000円
略	略	略	略

報告第9号

平成26年5月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、尾道市火災予防条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
次のとおり専決処分する。

平成26年3月28日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

消防法施行令（昭和36年政令第37号）の一部改正に伴い、引用条項を
改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月28日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第71号

尾道市火災予防条例の一部を改正する条例

尾道市火災予防条例（平成17年条例第272号）の一部を次のように改正する。

第43条第4項中「第37条第7号から第7号の3まで」を「第37条第4号から第6号まで」に改める。

付 則

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

報告第9号 専決処分の報告について

(尾道市火災予防条例の一部を改正する条例)

尾道市火災予防条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第43条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第7号から第7号の3までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>	<p>(住宅用防災報知設備の設置及び維持に関する基準)</p> <p>第43条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 住宅用防災報知設備は、その部分である法第21条の2第1項の検定対象機械器具等で令第37条第4号から第6号までに掲げるものに該当するものについてはこれらの検定対象機械器具等について定められた法第21条の2第2項の技術上の規格に、その部分である補助警報装置については住宅用防災警報器等規格省令に定める技術上の規格に、それぞれ適合するものでなければならない。</p> <p>5 略</p>

報告第10号

平成26年5月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分の報告について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、尾道市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告する。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年4月28日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例（別紙）

理由

雇用保険法（昭和49年法律第106号）の一部改正に伴い、引用条項を改める必要が生じたので、専決処分するものである。

尾道市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年4月28日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第73号

尾道市職員退職手当支給条例の一部を改正する条例

尾道市職員退職手当支給条例（昭和22年条例第43号）の一部を次のように改正する。

第10条第8項第4号中「第56条の2第3項」を「第56条の3第3項」に改め、同条第11項第1号中「第56条の2第1項第1号イ」を「第56条の3第1項第1号イ」に改め、同項第2号中「第56条の2第1項第1号ロ」を「第56条の3第1項第1号ロ」に改める。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

報告第10号 専決処分の報告について

(尾道市職員退職手当支給条例の一部を改正する
条例)

尾道市職員退職手当支給条例 新旧対照表

(傍線の部分は改正部分)

旧	新
<p>第10条 略 2～7 略 8 略 (1)～(3) 略 (4) 職業に就いた者 <u>雇用保険法第56条の2第3項</u>に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 9・10 略 11 略 (1) <u>雇用保険法第56条の2第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) <u>雇用保険法第56条の2第1項第1号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 12・13 略</p>	<p>第10条 略 2～7 略 8 略 (1)～(3) 略 (4) 職業に就いた者 <u>雇用保険法第56条の3第3項</u>に規定する就業促進手当の額に相当する金額 (5)・(6) 略 9・10 略 11 略 (1) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号イ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数 (2) <u>雇用保険法第56条の3第1項第1号ロ</u>に該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第5項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数 12・13 略</p>

報告第11号

平成26年5月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、平成25年度尾道市一般会計補正予算を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成25年度尾道市一般会計補正予算（第7号）

平成25年度尾道市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96,018千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,680,638千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加及び変更は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の変更は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の追加及び変更は、「第4表地方債補正」による。

平成26年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
2. 地方譲与税		447,898	△507	447,391	
	1. 地方揮発油譲与税	131,641	1,331	132,972	
	2. 自動車重量譲与税	306,608	△4,348	302,260	
	3. 特別とん譲与税	9,649	2,510	12,159	
4. 配当割交付金		76,824	△4,981	71,843	
	1. 配当割交付金	76,824	△4,981	71,843	
5. 株式等譲渡所得割交付金		117,851	△11,448	106,403	
	1. 株式等譲渡所得割交付金	117,851	△11,448	106,403	
8. 自動車取得税交付金		136,571	△616	135,955	
	1. 自動車取得税交付金	136,571	△616	135,955	
10. 地方交付税		15,057,152	88,569	15,145,721	
	1. 地方交付税	15,057,152	88,569	15,145,721	
14. 国庫支出金		7,469,700	80,801	7,550,501	
	2. 国庫補助金	1,673,098	80,801	1,753,899	
17. 寄附金		12,315	50,000	62,315	
	1. 寄附金	12,315	50,000	62,315	
21. 市債		7,451,300	△105,800	7,345,500	
	1. 市債	7,451,300	△105,800	7,345,500	
歳 入	合 計	61,584,620	96,018	61,680,638	

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
2. 総務費		9,579,776	72,819	9,652,595	
	1. 総務管理費	8,235,394	72,819	8,308,213	
3. 民生費		20,086,267	△108	20,086,159	
	1. 社会福祉費	10,543,652	△108	10,543,544	
4. 衛生費		5,741,455	50,000	5,791,455	
	1. 保健衛生費	3,579,557	50,000	3,629,557	
	3. 清掃費	2,161,320	0	2,161,320	
6. 農林水産業費		953,373	8,150	961,523	
	1. 農林業費	811,040	4,050	815,090	
	2. 水産業費	142,333	4,100	146,433	
7. 商工費		2,022,260	△100	2,022,160	
	2. 観光費	401,671	△100	401,571	
8. 土木費		5,220,188	△27,893	5,192,295	
	2. 道路橋りょう費	1,655,809	△4,062	1,651,747	
	3. 港湾費	134,511	△21,751	112,760	
	4. 都市計画費	1,913,714	△3,180	1,910,534	
	6. 排水路費	465,262	0	465,262	
	9. 河川費	186,221	1,100	187,321	
9. 消防費		2,558,415	△6,000	2,552,415	
	1. 消防費	2,558,415	△6,000	2,552,415	
10. 教育費		6,782,702	△850	6,781,852	
	2. 小学校費	3,258,148	0	3,258,148	
	3. 中学校費	664,583	0	664,583	
	8. 保健体育費	859,993	△850	859,143	
歳 出	合 計	61,584,620	96,018	61,680,638	

第 2 表 繰越明許費補正

単位：千円

追加			
款	項	事業名	金額
6 農林水産業費	2 水産業費	水産物供給基盤機能保全事業県工事負担金	4,100
9 消防費	1 消防費	因島消防署敷地造成工事	11,173

単位：千円

変更				
款	項	事業名	金額	
			補正前	補正後
6 農林水産業費	1 農林業費	ため池緊急整備事業	44,779	45,885
		ため池整備事業県工事負担金	10,584	14,634
8 土木費	9 河川費	高潮対策事業県工事負担金	1,000	1,709

第 3 表 債 務 負 担 行 為 補 正

変 更

単位：千円

事 項	期 間	限 度 額	
		補 正 前	補 正 後
6 因島消防署建設事業（造成工事）	平成26年度	33,790	39,790

第 4 表 地 方 債 補 正

追 加

単位：千円

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
農業施設整備事業	2,100	普通貸借又は証券発行	年利3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
漁業施設整備事業	4,000			

変 更

単位：千円

起債の目的	限度額		起債の方法	利率	償還の方法
	補正前	補正後			
防災対策事業	27,100	26,200	普通貸借又は証券発行	年利3.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率	借入先の融資条件による。 ただし、市財政の都合により据置期間および償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借換えすることができる。
観光施設整備事業	10,000	9,900			
道路整備事業	254,300	249,500			
都市計画事業	186,700	185,400			
港湾海岸保全事業	1,400	2,400			
公園整備事業	24,700	22,800			
排水路整備事業	231,400	230,300			
消防施設整備事業	211,400	180,700			
小学校建設事業	1,558,000	1,540,600			
社会体育施設整備事業	270,200	270,300			
中学校建設事業	165,500	110,700			

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、次のとおり専決処分する。

平成25年度尾道市国民健康保険事業特別会計補正予算（第7号）

平成25年度尾道市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ200,000千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ17,868,512千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成26年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

第 1 表 歳 入 歳 出 予 算 補 正

歳 入

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
5. 国庫支出金		3,471,083	200,000	3,671,083	
	2. 国庫補助金	869,784	200,000	1,069,784	
歳 入	合 計	17,668,512	200,000	17,868,512	

歳 出

単位：千円

款	項	補正前の額	補正額	計	備 考
9. 基金積立金		211,549	200,000	411,549	
	1. 基金積立金	211,549	200,000	411,549	
歳 出	合 計	17,668,512	200,000	17,868,512	

報告第13号

平成26年5月19日

尾道市長 平谷 祐宏

尾道市議会議長 藤本 友行 様

専決処分報告及びこれが承認を求めることについて

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により、尾道市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し、承認を求める。

専 決 処 分 書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

平成26年3月31日

尾道市長 平 谷 祐 宏

尾道市税条例等の一部を改正する条例（別紙）

理由

地方税法の一部を改正する法律（平成26年法律第4号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（平成26年政令第132号）が平成26年3月31日に公布されたことに伴い、肉用牛の売却による事業所得及び優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る課税の特例を延長するための規定、耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置に係る規定等の整備が必要となったが、議会を招集する時間的余裕がなく、特に緊急を要するため、専決処分するものである。

尾道市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成26年3月31日

尾道市長 平谷 祐宏

条例第72号

尾道市税条例等の一部を改正する条例

(尾道市税条例の一部改正)

第1条 尾道市税条例(昭和36年条例第49号)の一部を次のように改正する。

附則第3条を次のように改める。

第3条 削除

附則第3条の2及び第3条の3を削る。

附則第5条第1項中「平成27年度」を「平成30年度」に改める。

附則第7条の3に次の1項を加える。

9 法附則第15条の10第1項の耐震基準適合家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第11項に規定する補助に係る補助金確定通知書の写し、建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)第7条又は附則第3条第1項の規定による報告の写し及び当該耐震改修後の家屋が令附則第12条第24項に規定する基準を満たすことを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所及び氏名又は名称
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類、構造及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 耐震改修が完了した年月日
- (5) 施行規則附則第7条第11項に規定する補助の算定の基礎となった当該耐震基準適合家屋に係る耐震改修に要した費用
- (6) 耐震改修が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出す

る場合には、3月以内に提出することができなかつた理由
附則第14条の2第1項及び第2項中「平成26年度」を「平成29年度」に改める。

附則第18条第1項を次のように改める。

第45条の規定は、法第348条第2項第9号、第9号の2又は第12号の固定資産について法附則第41条第3項の規定の適用を受けようとする一般社団法人又は一般財団法人について準用する。この場合において、第45条中「公益社団法人若しくは公益財団法人」とあるのは、「法附則第41条第3項に規定する一般社団法人若しくは一般財団法人」と読み替えるものとする。

附則第18条第2項を削る。

附則第18条の2中「附則第41条第15項各号」を「附則第41条第9項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第15項」を「附則第41条第9項」に改める。

(尾道市税条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 尾道市税条例の一部を改正する条例(平成25年条例第57号)の一部を次のように改正する。

附則第16条の10を削る改正規定の次に次のように加える。

附則第18条の2中「附則第41条第9項各号」を「附則第41条第8項各号」に改め、同条第1号及び第2号中「附則第41条第9項」を「附則第41条第8項」に改める。

付則第1条第2号中「改正規定」の次に「(附則第16条の9第5項第3号の改正規定中「に係る」の次に「利子所得の金額又は」を加える部分を除く。)」を加える。

付則第2条第1項中「旧租税特別措置法」を「所得税法等の一部を改正する法律(平成25年法律第5号)第8条の規定による改正前の租税特別措置法(昭和32年法律第26号)」に改め、同条第2項中「地方税法」を「地方税法(昭和25年法律第226号)」に改める。

(尾道市都市計画税条例の一部改正)

第3条 尾道市都市計画税条例(昭和31年条例第60号)の一部を次のように改正する。

附則第12項中「第12項、第16項から第24項まで、第26項、第27項、第29項、第33項、第37項若しくは第38項」を「第1

1項、第15項から第22項まで、第24項、第26項、第30項、第34項、第35項若しくは第40項」に改める。

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(市民税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の尾道市税条例（以下「新条例」という。）の規定中個人の市民税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、平成25年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

(固定資産税に関する経過措置)

第3条 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、平成26年度以後の年度分の固定資産税について適用し、平成25年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 新条例附則第7条の3第9項の規定は、平成26年4月1日以後に耐震改修が行われる同項に規定する耐震基準適合家屋に対して課すべき平成27年度以後の年度分の固定資産税について適用する。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第3条の規定による改正後の尾道市都市計画税条例（次項において「新都市計画税条例」という。）の規定は、平成26年度以後の年度分の都市計画税について適用し、平成25年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から都市再生特別措置法等の一部を改正する法律（平成26年法律第 号）の施行の日の前日までの間における新都市計画税条例附則第12項の規定の適用については、同項中「、第35項若しくは第40項」とあるのは、「若しくは第35項」とする。

報告第13号 専決処分報告及びこれが承認を求めることについて
(尾道市税条例等の一部を改正する条例)

改正の要点

尾道市税条例の一部改正 (第1条)

- 1 課税標準の計算の細目を定めるものを、条例の性格を踏まえ削ることとした。

(附則第3条、附則第3条の2、附則第3条の3関係)

- 2 肉用牛の売却による事業所得の課税の特例について、適用期限を3年間延長することとした。

(附則第5条関係)

- 3 耐震改修が行われた要安全確認計画記載建築物等に対する減額措置を行うこととした。

(附則第7条の3関係)

- 4 優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る市民税の課税の特例について、適用期限を3年間延長することとした。

(附則第14条の2関係)

- 5 特例民法法人から一般社団法人又は一般財団法人に移行した法人等に係る固定資産税の非課税措置の廃止及び規定の明確化を行うこととした。

(附則第18条関係)

尾道市税条例の一部を改正する条例の一部改正 (第2条)

- 1 地方税法の一部を改正する法律の一部改正に合わせ、所要の規定を整備することとした。

(附則第18条の2関係)

議案第109号

工事請負契約の締結について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第2条の規定により、次のとおり（仮称）因島南小学校校舎等施設整備工事の請負契約を締結することについて、議会の議決を求める。

平成26年5月19日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 工事名 (仮称) 因島南小学校校舎等施設整備工事
- 2 工事場所 尾道市因島土生町地内
- 3 工事概要 建築工事一式
校舎棟 鉄筋コンクリート造3階建一部2階建
延床面積 4,165.25平方メートル
E V棟 鉄骨造3階建 (校舎棟への増築)
延床面積 138.87平方メートル
給食棟 鉄骨造平屋建
延床面積 600.95平方メートル
渡り廊下棟 鉄骨造平屋建
延床面積 59.11平方メートル
ゴミ置場棟 軽鋼造平屋建
延床面積 11.31平方メートル
- 4 工事期間 議会の議決を経た日の翌日から平成27年2月27日まで
- 5 請負金額 8億3,160万円
- 6 契約の相手方 佐藤工務店・加納屋建設工事共同企業体
代表者 尾道市高須町3733番地1
株式会社佐藤工務店
代表取締役 佐藤 充美

尾道市因島重井町5800番地46

株式会社加納屋建設

代表取締役 村上 龍 雄

7 契約の方法 条件付一般競争入札

提案理由

(仮称) 因島南小学校校舎等施設整備工事に係る工事請負契約を締結するものである。

議案第110号

財産の取得について

議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第11号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて、議会の議決を求める。

平成26年5月19日提出

尾道市長 平谷 祐宏

- 1 取得する財産
（仮称）因島南小学校給食調理場厨房機器一式
- 2 取得予定価格
6,588万円
- 3 契約の相手方
尾道市因島重井町5800番地74
ビー・シー保全工業株式会社
代表取締役 田頭忠行
- 4 契約の方法
指名競争入札

提案理由

（仮称）因島南小学校給食調理場新築工事に伴う厨房機器を整備するものである。